文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

26文都都第572号 平成27年3月26日 区長決定

一部改正 27文都都第97号 平成27年5月29日 部長決定

一部改正 27文都都第203号 平成27年7月16日 部長決定

最終改正 28文都都第27号 平成28年4月1日 区長決定

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 基本構想の進行管理に関すること。
 - (2) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の策定に関すること。
 - (3) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
 - (3) 公募区民
 - (4) 関係行政機関
 - (5) 施設管理者
 - (6) 交通管理者
 - (7) 関係事業者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

- 第6条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を 求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。